

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年1月6日（平成28年（行情）諮問第2号）

答申日：平成28年7月21日（平成28年度（行情）答申第215号）

事件名：平成23年に警戒区域などの見直しに関して開かれた関係局長・幹部らの協議記録等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「2011年，警戒区域などの見直しに関して開かれた関係局長・幹部らの協議記録，また，その協議の場に提出された資料（公表資料はのぞく）」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成27年11月24日付け府政原防第510号により内閣府政策統括官（原子力防災担当）（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，不開示決定となった行政文書に関し，改めて府内や当時の担当者らを調査のうえ，当該資料を開示する決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

福島第一原発事故による被災者は，警戒区域等の見直しにより，多大な影響を被っている。その決定にあたっては，閣僚らの「表」の席とは別に，関係省庁の局長・幹部らの協議があったのは間違いない。については，再度，入念な調査を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

平成27年11月26日付けで提起された処分庁による不開示決定処分（原処分）に対する審査請求について，下記の理由により，これを棄却すべきであると考えます。

#### （1）本件審査請求の趣旨及び理由について

##### ア 審査請求の趣旨

本件は，審査請求人が行った開示請求に対して，処分庁において原処分を行ったところ，審査請求人から，開示請求に係る協議があったのは間違いないと，再度，入念な調査を求めるとして原処分の取り

消しを求める審査請求が提起されたものである。

#### イ 審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- ① 福島第一原発事故による被災者は、警戒区域等の見直しにより、多大な影響を被っている。
- ② その決定にあたっては、閣僚らの「表」の席とは別に、関係省庁の局長・幹部らの協議があったのは間違いない。については、再度、入念な調査を求める。

#### (2) 本件開示請求及び原処分について

処分庁においては、「2011年、警戒区域などの見直しに関して開かれた関係局長・幹部らの協議記録、また、その協議の場に提出された資料（公表資料はのぞく）」との本件開示請求に対し、該当する行政文書を保有していないため、不開示とする原処分を行った。

#### (3) 原処分の妥当性について

ア 本件開示請求は、公表資料を除き、2011年、警戒区域などの見直しに関して開かれた関係局長・幹部らの協議記録、また、その協議の場に提出された資料の開示を求めるものである。

イ 内閣府においては、開示請求を受けてから、担当部局の書庫やパソコンのドライブ内を入念に検索し、かつ、当時の担当者にヒアリングを行ったが、審査請求人が主張するような協議・会合を特定することができなかった。

ウ 避難指示区域の見直し等に関して関係省庁が議論する場としては、関係省庁連絡会議という会議が該当するが、当該会議の出席者を確認したところ関係省庁・部局の課長であり、審査請求人が請求する「局長・幹部」に該当しないため本件開示請求の対象となる会議ではないと判断した。

エ なお、避難指示区域の見直しに関して大臣等幹部が議論する場合は、内閣府が参画する原子力災害対策本部会議であるが、本会合資料はすでに公表されており、こちらも本件開示請求の対象となる会議ではないと判断した。

#### (4) 結論

以上のとおり、処分庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、保有していないとして不開示とした原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求については棄却すべきであると考えます。

## 2 補充理由説明書

### (1) 「関係省庁連絡会議」について

関係省庁連絡会議は、東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関して関係行政機関の連絡調整を行うことが目的で実施している。平成23年8月8日に第1回を開催し、これまで計25回実施。

これまでも、避難指示区域の見直しや東京電力福島第一原子力発電所の事故収束対応について、必要に応じ関係省庁が議論・情報共有を行ってきた。構成員は原子力災害対策本部を構成する関係省庁の課長級を基本とする。

(2) 関係省庁連絡会議において「課長」が本件開示請求の「局長・幹部」に含まれないと判断した理由について

慣例上、「局長・幹部」と明示された場合、幹部は審議官以上を指すことが多いことに加え、関係省庁連絡会議は必要に応じて開催するところ、課長の代理で総括補佐等が出席することもあるため「幹部ら」の協議とまでは言えないと判断した。

(3) 警戒区域の見直しに関するプロセスについて

平成23年8月8日に関係省庁連絡会議を開催し、関係省庁間で避難指示区域の見直し等に関する議論を行い、同月9日に原子力災害対策本部会議（構成員：全閣僚）にて、避難指示区域等の見直しに関する考え方について審議を行った。さらに同年12月22日に再度関係省庁連絡会議を開催し、警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する方針を審議した。同月26日には原子力災害対策本部会議にて、警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的な考え方と今後の検討課題について取りまとめ、政府方針を決定した。

(4) 原子力災害対策本部会議の資料と資料の探索方法について

原子力災害対策本部会議資料は全て官邸ホームページに公表をしているため、審査請求人が請求する文書には該当しないと判断した。

また、文書の探索については、本件開示請求を受け付けた日から不開示決定通知の発出までの間（平成27年10月20日から同年11月24日）に行い、内閣府の共有ドライブ、職員の個人ドライブ、書庫の探索を行ったが該当文書の保有は確認できなかった。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |                 |
|---|-----------|-----------------|
| ① | 平成28年1月6日 | 諮問の受理           |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受   |
| ③ | 同年6月6日    | 審議              |
| ④ | 同年7月5日    | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑤ | 同月19日     | 審議              |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「2011年、警戒区域などの見直しに関して開かれた関係局長・幹部らの協議記録、また、その協議の場に提出された資料（公表資料はのぞく）」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

これに対し、処分庁は、該当する文書を保有していないとして、不開示とする原処分を行ったが、審査請求人は、本件対象文書に関し、改めて府内や当時の担当者らを調査の上、当該資料を開示する決定を求めるところ、諮問庁は、原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 審査請求人は、福島第一原発事故（以下「本件事故」という。）による被災者は、警戒区域等の見直しにより、多大な影響を被っており、その決定にあたっては、閣僚らの「表」の席とは別に、関係省庁の局長・幹部らの協議があったのは間違いないので、再度、入念な調査を求めると主張する。
- (2) 一方、諮問庁は、警戒区域の見直しについては、避難指示区域の見直しに関して大臣等幹部が議論する場である「原子力災害対策本部会議」と、その原子力災害対策本部を構成する関係省庁の課長級職員を構成員とし、本件事故対応に関して関係行政機関の連絡調整を行うことを目的とする「関係省庁連絡会議」があるところ、「原子力災害対策本部会議」については、その会議資料は全て官邸ホームページに公表をしているため、また、「関係省庁連絡会議」については、その構成員から、本件開示請求の「局長・幹部らの協議」とまではいえないことから、いずれの会議の議事録、協議資料も本件開示請求の対象ではないと判断した旨説明する。
- (3) そこで検討すると、「原子力災害対策本部会議」については、諮問庁の説明するとおり、官邸ホームページにおいて、第1回会議から現在に至るまで、回によって異なるものの、各回の議事概要や配布資料、議事録が掲載されていることが確認できる。そうすると、本件開示請求において公表資料は除かれており、また、同ホームページに掲載されている資料以外に、本件対象文書に該当する文書の存在をうかがわせる特段の事情は認められないことから、当該会議は、本件開示請求の対象となる会議ではないと判断したとする諮問庁の説明は首肯できる。
- (4) また、「関係省庁連絡会議」については、その構成員が課長級職員であることから、本件開示請求の「関係局長・幹部ら」の協議とまではいえないとの諮問庁の説明についても、不合理であるとまではいえない。
- (5) さらに、諮問庁の説明によれば、本件対象文書について、処分庁の共有ドライブ、職員の個人ドライブ及び書庫の探索を行ったが該当文書の保有は確認できなかったとのことであり、文書の探索の方法及び範囲に

特段の問題があるとは認められない。

(6) したがって、本件対象文書を保有していないとする上記諮問庁の説明は是認せざるを得ず、内閣府政策統括官（原子力防災担当）において、本件対象文書を保有していると認めることはできない。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、内閣府政策統括官（原子力防災担当）において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史